

【書類名】 本国登録証明請求書

【提出日】 令和 5 年 4 月 1 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】 商標登録第 1 2 3 4 5 6 7 号

【請求人】

【識別番号】 3 0 0 0 0 0 0 1

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 3

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代表者】 特許太郎 ※法人の場合は代表者名を記載

【電話番号】 0 3 - 3 1 2 3 - 1 2 3 4

【連絡先】 担当 国際太郎 ※法人の場合は担当者名を記載

【出願国・地域名】 ドイツ

【交付方法】 郵送 ※特許庁の窓口で受ける場合は「手交」と記載

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6 ※支払方法に応じて項目を修正

【納付金額】 1 4 0 0

(円)

特許印紙貼付場所

※収入印紙ではありません

〔記載方法〕

- 1 【提出日】の欄は、提出する日をなるべく記載します。
- 2 【商標登録番号】には、「商標登録第 1 2 3 4 5 6 7 号」のようにその登録番号を記載します。
- 3 【請求人】の欄の【氏名又は名称】には、氏名を記載します（法人にあつては、名称を記載し【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載します。また【連絡先】の欄に連絡先担当者の氏名をなるべく記載します）。【電話番号】の欄には請求人の電話番号をなるべく記載します。
- 4 【出願国・地域名】の欄には、証明書を提出する国・地域名を記載します。
2 カ国以上に提出する場合は、【出願国・地域名】の欄に国名・地域名 1 カ国分を記載し、行を改めて再度【出願国・地域名】の欄に国名・地域名を繰り返し記載します（記載例 1）。
同じ国に 2 通以上提出する場合も同様に行を改めて繰り返し記載します（記載例 2）。
(記載例 1)
【出願国・地域名】 カナダ
【出願国・地域名】 ドイツ
(記載例 2)
【出願国・地域名】 カナダ
【出願国・地域名】 カナダ
- 5 【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵便で交付を受ける場合は「郵送」のように記載します。
- 6 手数料については、次の要領で記載します。
 - イ 「特許印紙」により納付する場合には罫線下の（ 円）に納付金額を記載し、余白に特許印紙を貼付します。この場合【手数料の表示】の欄は不要です。
 - ロ 「予納」により納付する場合には以下の記載例を参考に記載します。
 - ハ 「クレジットカード決済」（請求書を直接窓口に提出する場合に限り）により納付する場合には以下の記載例を参考に記載します。
 - ニ 「現金納付」により納付する場合には【交付方法】の次の欄に【提出物件の目録】の欄を設け、以下の記載例を参考に記載し「納付済証（特許庁提出用）」を添付します。この場合【手数料の表示】の欄は不要です。

(予納の記載例)

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6

【納付金額】 1 4 0 0

(クレジットカードの記載例)

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 1 4 0 0

(現金納付の記載例)

【提出物件の目録】

【物件名】 納付済証 (特許庁提出用) 1

ホ 手数料は、証明書の数に1400円を乗じた額となります。

7 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明(包含証明)が必要な場合は、【出願国・地域名】の欄の次に【証明に係る他の事項】の欄を設けてその欄に次の要領で記載(記載)します。

【証明に係る他の事項】の欄には、「商標登録の範囲の確認に関する事項に記載(記載)した商品名又は役務名が本件指定商品又は役務に含まれることを証明してください。」のように記載(記載)し、次に【商標登録の範囲の確認に関する事項】の欄を設けてその欄に【商品及び役務の区分】及び【商品名及び役務名】の欄とそれぞれの欄に、当該商品及び役務の区分及び商品名又は役務名を記載(記載)します。

商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明(包含証明)が2以上のときは、次のように欄を繰り返し設けて記載(記載)します。

【商標登録の範囲の確認に関する事項】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】